

## 議 事 日 程

令和7年1月17日（金曜日）午前9時30分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第1号 令和6年度東白川村一般会計補正予算（第6号）

日程第4 議案第2号 令和6年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第3号）

---

### 出席議員（7名）

1番	安江真治	2番	安保泰男
3番	安江健二	4番	今井美和
5番	今井美道	6番	桂川一喜
7番	樋口春市		

---

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村長	今井俊郎	副村長	桂川憲生
教育長	神戸誠	総務課長	河田孝
村民課長	安江透雄	村民課課長	安江由次
地域振興課長	今井信和	建設環境課長	有田尚樹
保健福祉課長	安江修治	保健福祉課課長	桂川のぞみ

---

### 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局書記	今井恭兵
---------	------

◎開会及び開議の宣告

○議長（今井美和君）

ただいまから令和7年第1回東白川村議会臨時会を開会します。

本日の出席人数は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名について

○議長（今井美和君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、1番 安江真治さん、7番 樋口春市さんを指名します。

---

◎会期の決定について

○議長（今井美和君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りとすることに決定しました。

---

◎議案第1号及び議案第2号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井美和君）

日程第3、議案第1号 令和6年度東白川村一般会計補正予算（第6号）及び日程第4、議案第2号 令和6年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第3号）の2件を予算関連として一括議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（河田 孝君）

議案第1号 令和6年度東白川村一般会計補正予算（第6号）。令和6年度東白川村一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,318万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億1,097万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和7年1月17日提出、東白川村長。

2ページからの第1表 歳入歳出予算補正、5ページからの事項別明細書の総括の朗読を省略させていただきますまして、7ページ、歳入からお願いをします。

## 2. 歳入。

10款1項1目地方交付税、補正額4,453万1,000円の追加。普通交付税で収支のバランスを取るものでございます。

13款2項2目総務費国庫補助金、補正額865万8,000円の追加。説明欄を御覧ください。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。これは、国の12月の補正分でございますまして、低所得世帯の支援枠分ということで入りを見るものでございます。

続きまして、歳出でございます。

## 3. 歳出。

2款1項1目一般管理費、補正額128万5,000円の追加でございます。説明欄を御覧ください。公共交通事業でございますが、つちのこバスに関連するものでございます。参考図書代1万9,000円につきましては、これはゼンリンの住宅地図、中津川市の加子母の部分を購入するものでございます。燃料費につきましては、ガソリン代ということで120万円ほどの追加でございます。修繕料につきましては、車両整備ということで6万6,000円ほど追加をするものでございます。

3款1項3目保健福祉費、補正額955万8,000円の追加でございます。説明欄を御覧ください。

【重点支援】低所得世帯への支援給付金事業でございますが、これは住民税非課税世帯ということで、役務費、郵便料につきましては5万8,000円ほど。委託料でございますが、システム改修の委託料で150万円ほど、補助金のほうにつきましては、低所得世帯への支援給付金につきましては774万円、子育て加算の給付金につきましては26万円の追加でございます。住民税非課税世帯につきましては、1世帯当たり3万円を258世帯分計上しておりますし、子供世帯につきましては、1人当たり2万円ということで、13人分を計上させてもらっております。3月末までに給付をする計画でございます。

ページをはねていただきまして、7款1項2目地域づくり推進費3,934万6,000円の追加でございます。これにつきましては、先ほど村長のほうからも説明がございましたように、12月で約1億2,000万ほどの寄附をいただいたということで、それに関連する補正でございます。地域産業活性化対策事業につきましては396万円の追加。これは、地域製品の活性化コンサルティング委託料でございます。ふるさと納税事業につきましては、ふるさと納税還元記念品、これは返礼品でございますけれども、1,684万5,000円の追加、役務費につきましては、宅急便料金が838万円の追加、それから手数料につきましては、クレジットカード決済の手数料が144万1,000円の追加でございます。それから、委託料につきましては、ふるさと納税事業業務の委託料ということで88万円の追加。これは0.2%分でございます。賃借料につきましては、ふるさと寄附金受付決済システム使用料でございますが、これはポータルサイトに支払うものでございますが、サイトによっては率が違いますのでばらばらということですが、大きなところでは、ふるさとチョイス、楽天、ふるなび、さとふるの4社がでございます。784万円の追加でございます。

返礼品につきましては、当初予算では3,000万というような見込みでスタートしておりますので、それが1億2,000万円になったということで、もう既に12月の返礼品分が支払いができないような状況にもなっておるといようなことで、急がれる補正となっております。

続きまして、8款2項1目道路橋梁維持費でございますが、補正額300万円の追加でございます。説明欄を御覧ください。委託料で、村道除雪等業務委託料で200万、原材料費で、道路維持管理用原材料費が100万ということで、これにつきましては、当初予算全体で100万、それから12月補正で200万円をさせてもらっておりますが、さらに追加して300万円の追加ということでございますけれども、5年度の実績からいいますと、除雪業務につきましては、5年度352万4,000円、原材料費が242万3,000円ということで、不足分を補正させてもらうものでございます。

一般会計は以上でございます。

**○議長（今井美和君）**

村民課長。

**○村民課長（安江透雄君）**

議案第2号 令和6年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第3号）。令和6年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ69万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億471万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和7年1月17日提出、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正と5ページ、6ページの事項別明細書の朗読を省略させていただき、7ページからお願いします。

歳入。

3款2項5目介護保険事務費補助金、補正額44万5,000円。説明欄を御覧ください。システム改修補助金を事業費の2分の1充当するものです。

7款1項1目繰越金、補正額24万8,000円。説明欄を御覧ください。自己負担分の前年度繰越金、当初予算で上げてあります19万8,000円を引いて追加するものです。

次のページの歳出をお願いします。

1款1項1目一般管理費、補正額69万3,000円。説明欄を御覧ください。一般管理費の委託料、システム改修委託料で、先ほど申しました当初上げております19万8,000円に69万3,000円を追加し、総額、改修費の89万1,000円とするものです。

なお、このシステム改修費は、年金支給額が増額されたことに伴い、低所得者の判定基準額が80万円から80万9,000円に変更されることによるものです。以上です。

**○議長（今井美和君）**

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番。

○6番（桂川一喜君）

一般会計の商工費にありました地域産業活性化対策事業ということで、委託料の説明の中でふるさと納税に関連してというような説明が今あったかと思えますけれども、これは、確かに関連という言葉は使われたわけですが、ふるさと納税に関わらない活性化対策事業としての出費であるべきではないかと思えますけれども、ちょっと確認の上でもう一度お答えのほうをお願いしたいと思います。

○議長（今井美和君）

地域振興課長。

○地域振興課長（今井信和君）

ただいま御質問いただきました地域産業活性化対策事業につきましては、9月の定例会で、9月補正で、新たな事業ということで、地域産業、地域産品の活性化のコンサルティング業務、委託業務のほうをお認めいただきまして、11月に契約をしてスタートしておる事業でございます。

その事業につきましては、今、事業規模が大きくなってきましたので、追加の補正予算ということで今回提出させていただきましたけれども、算定のところで、ふるさと納税のほう、先ほど言いました寄附額が増えてきているということも一つの要因ではございますということで、今回、ふるさと納税関連という言葉があったかもしれませんが、地域産業活性化対策までのコンサル業務ということですので、ふるさと納税事業とは別という委託業務でございます。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井美和君）

6番。

○6番（桂川一喜君）

ただいまの説明で分かりました。

一応算定基準の中の根拠の中に一定のふるさと納税の額が入っているということは了解いたしましたけれども、これが今後、単純な連動しているようなイメージを持っておりますと、これはあくまでもふるさと納税の経費ではなかろうかという話にもなろうかと思えますので、今後、契約の中身でありますとか、コンサルタントはコンサルタント業としての業務委託をする方向性の事業としての見直しをぜひともやっていただきたいと思いながら今質問しているわけですが、ちょっと、契約はいつまで有効であるかということと、新しい契約がどうなるかということも含めまして、決してふるさと納税の経費ではないんだというようなことになるきちんとした説明のほうをお願いできないかと思って今質問しております。よろしく申し上げます。

○議長（今井美和君）

副村長。

○副村長（桂川憲生君）

まず、今回の契約についてでございますけれども、現契約については、今年度末、3月31日までの契約でございます。ただ、来年度も引き続いてこの契約については更新をさせていただきたいというふうには考えております。

それから、2つの契約、地域活性化コンサルティング委託業務と、それからもう一つ、後で出てきますふるさと納税業務委託料、これについては中身をしっかり仕分をしております。それで、ふるさと納税の納税から産品を送り届けるところまでの事務につきましても、このふるさと納税事業のほうできっちり契約を結んでやらせていただきますけれども、それ以前の商品の戦略、それから写真撮影、それからウェブサイト戦略、そうした商品づくりに関するところについては、ふるさと納税の経費に算入することは適当ではないので、これはしっかり仕分をして契約をさせていただくというふうにしておりますので、ふるさと納税に関する費用とそれ以外の費用、しっかり仕分をして契約を結んでまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井美和君）

6番。

○6番（桂川一喜君）

ただいまの説明で非常によく分かっておりますけれども、ちょっと1点だけ懸念しておりますのは、今の説明でありますと、コンサルタントに関わるものというのが、実は扱用量が増えるということに連動しない費用に当たる可能性があるのもう一度契約のほうもよく見直していただいて、納税額が増えることによって経費が増えないものもコンサルタント業として支払われるという部分を、何とかまいこときちっと納得のいくような形に見直していただくことを今後も期待したいわけですが、その辺の固定経費であろうものがふるさと納税額に応じて上がっていくという仕組みを何とか回避しながらふるさと納税額を上げていっていただきたいというつもりで、今、この質問を続けさせていただいております。ちょっとここについての補足の答弁のほうをお願いします。

○議長（今井美和君）

副村長。

○副村長（桂川憲生君）

ふるさと納税については、5,000万円止まりのところを、民間の活力を入れまして、1億を超えてきたところなんですけれども、民間の努力のモチベーションというところもあって、今のやり方がベストではないとは思っておりますけれども、民間さんのやる気をそがない程度の交渉は一応させていただきながら、今後検討をさせていただきたいと思っておりますので、こちらの言い分ばかりで、相手様があることでございますので、そこをうまく数字が伸びる契約を模索していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（今井美和君）

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第1号 令和6年度東白川村一般会計補正予算（第6号）及び議案第2号 令和6年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第3号）の2件を一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第1号 令和6年度東白川村一般会計補正予算（第6号）及び議案第2号 令和6年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第3号）の2件は、原案のとおり可決されました。

字句及び数字等の整理についてお諮りします。本臨時会における議決事項について、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任することをお願いできませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

---

### ◎閉会の宣告

#### ○議長（今井美和君）

これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

令和7年第1回東白川村臨時会を閉会いたします。

午前9時55分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員